

○人にやさしいまちづくり条例施行規則

平成13年3月31日

規則第14号

改正 平成14年4月1日規則第31号

平成22年11月30日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、人にやさしいまちづくり条例（平成12年津山市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市施設等)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める都市施設は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げるものとする。

2 条例第2条第4号の規則で定める特定都市施設は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げるもののうち同表の右欄に掲げるものとする。

3 条例第2条第5号の規則で定める公共車両は、次に掲げるものとする。

(1) 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

第3条 削除

(整備基準)

第4条 条例第19条の規定による整備基準は、別表第2の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準とする。この場合において、当該基準は、それぞれ同表の右欄に掲げるものに適用する。

(適合証の交付等)

第4条の2 条例第21条に規定する適合証は、別表第2の2の左欄の種別に応じて、同表の右欄に掲げる整備項目について交付するものとする。

2 条例第21条第1項に規定する適合証の請求は、適合証交付請求書（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第21条第4項の規定による適合証の表示は、都市施設の玄関出入口付近等高齢者、障害者等の見やすい場所に表示するものとする。

(新築等の届出)

第5条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定都市施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに、特定都市施設新築等届出（協議）書（様式第1号の2）に、次に掲げる書面及び図書を添付して行うものとする。

- (1) 別表第3の左欄に掲げる特定都市施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面
- (2) 別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書
- (3) 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

（変更の届出）

第6条 条例第23条第2項の規定による変更の届出は、特定都市施設新築等変更届出（協議）書（様式第2号）に、前条各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を添付して行うものとする。

2 条例第23条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の定めのない項目についての工事内容の変更
- (2) 高齢者、障害者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするために行う整備基準に適合している項目についての変更
- (3) 工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

（協議を要する建築物の規模）

第7条 条例第24条第1項の規則で定める規模は、特定都市施設の新築等に係る床面積2千平方メートルとする。

（新築等の協議）

第8条 条例第24条第1項の規定による協議は、特定都市施設の新築等の工事に着手する日の60日前までに、特定都市施設新築等届出（協議）書（様式第1号の2）を提出して行うものとする。

2 前項の協議は、特定都市施設新築等届出（協議）書の提出をもって開始するものとし、その協議が終了したときは、次に掲げる書面及び図書を提出するものとする。

- (1) 別表第5の左欄に掲げる特定都市施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面
- (2) 別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書
- (3) 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

(変更の協議)

第9条 条例第24条第2項の規定による変更の協議は、特定都市施設新築等変更届出(協議)書(様式第2号)を提出して行うものとする。

2 前項の協議は、特定都市施設新築等変更届出(協議)書の提出をもって開始するものとし、その協議が終了したときは、前条第2項各号に掲げる書面及び図書(変更に係るものに限る。)を提出するものとする。

3 第6条第2項の規定は、条例第24条第2項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(工事完了の届出)

第10条 条例第27条の規定による工事完了の届出は、特定都市施設新築等工事完了届出書(様式第3号)を提出して行うものとする。

(適合状況の報告)

第11条 条例第28条第1項の規定による整備基準への適合状況の報告は、特定都市施設適合状況報告書(様式第4号)に第5条各号に掲げる書面及び図書を添付して行うものとする。

(公表)

第12条 条例第30条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第30条第1項の規定による公表は、市役所前の掲示板に掲示して行う。

(身分証明書)

第13条 条例第31条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第5号)とする。

(公共工作物)

第14条 条例第36条の規則で定める公共の用に供する工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 信号機
- (2) 公衆電話ボックス
- (3) 案内標識
- (4) 郵便ポスト

- (5) 自動販売機
- (6) 現金自動支払機及び現金自動預払機
(国等に準ずる者)

第15条 条例第37条第1項及び第2項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本道路公団
- (2) 地方住宅供給公社
- (3) 土地開発公社
- (4) 地方公共団体の組合
(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条から第15条まで並びに次項及び付則第3項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(特例)

- 2 平成14年4月1日から同月22日までの間において特定都市施設の新築等の工事に着手する者(次項に規定する者を除く。)に対する第5条の規定の適用については、同条中「特定都市施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるのは、「平成14年4月1日以後遅滞なく」とする。
- 3 平成14年4月1日から同年5月31日までの間において第7条に規定する規模以上の建築物に係る特定都市施設の新築等の工事に着手する者に対する第8条の規定の適用については、同条中「特定都市施設の新築等の工事に着手する日の60日前までに」とあるのは、「平成14年4月1日以後遅滞なく」とする。

付 則 (平成14年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年11月30日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分		都市施設	特定都市施設
1	(1) 官公 建 庁舎施設	ア 郵便局, 税務署, 法務局, 社会保険事務 所, 公共職業安定所	すべてのもの

建築物	等	イ 地方振興局，保健所，警察署，児童相談所	
		ウ 市役所，消防署	
		エ 上記に掲げる施設以外の官公庁施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあっては，床面積。以下「用途面積」という。）が100平方メートル以上のもの
		オ 第15条各号に掲げる者の事務所	
(2) 医療施設等	ア	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院	すべてのもの
	イ	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち，患者の収容施設を有するもの	
	ウ	医療法第2条第1項に規定する助産所	
	エ	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち，患者の収容施設を有しないもの	用途面積が100平方メートル以上のもの
	オ	あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項に規定する施術所	
	カ	柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所	
(3) 保健福祉施設等	ア	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設	すべてのもの
	イ	老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	
	ウ	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（視聴覚障害者情報提供施設を除く。）	
	エ	福祉センター（地域住民に対し社会福祉その他生活の維持向上のための場を提供す	

	る施設をいう。)	
オ	地域福祉センター（地域における福祉活動の拠点として福祉サービスの提供等を総合的に行う施設をいう。)	
カ	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第2項に規定する介護老人保健施設	
キ	地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター	
ク	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（更生施設、授産施設及び宿所提供施設を除く。)	
ケ	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。)	
コ	身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（視聴覚障害者情報提供施設に限る。)	用途面積が100平方メートル以上のもの
サ	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。)	
シ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設（精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。)	
ス	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設（更生施設及び授産施設に限る。)	

	セ 高齢者共同作業場（高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。）	
	ソ 心身障害者地域福祉作業所（心身障害者に福祉的就労の場を提供し、併せて作業指導、生活訓練等を行う施設をいう。）	
	タ 精神障害者共同作業所（精神障害者に作業及び生活訓練の場を提供し、社会適応能力の向上を図り、社会復帰を促進する施設をいう。）	
	チ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（助産施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）	
	ツ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設	
	テ 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館	
(4) 文化 教養施設 等	ア 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館	すべてのもの
	イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設	
	ウ その他これらに類する施設	
(5) 火葬 場	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場	すべてのもの
(6) 公衆 便所	公衆便所	すべてのもの
(7) 集会 施設	ア 集会場、公会堂、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館	用途面積が100平方メートル以上のもの
	イ 冠婚葬祭施設	

	ウ 研修施設	
	エ その他これらに類する施設	
(8) 教育施設等	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
	イ 学校教育法第82条の2に規定する専修学校の施設	
	ウ 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校の施設	
	エ その他これらに類する施設	
(9) 金融機関等の店舗	ア 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
	イ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく信用金庫の店舗	
	ウ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づく労働金庫の店舗	
	エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合の店舗	
	オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗	
	カ 国民生活金融公庫法（昭和24年法律第49号）に基づく国民生活金融公庫の店舗	
	キ 証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する証券会社の店舗	
	ク 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む店舗	
	ケ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の店舗	
コ その他これらに類する金融業を営む店舗		

(10) 公益事業の店舗	ア ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
	イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業を営む店舗	
	ウ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業を営む店舗	
	エ その他これらに類する施設（建築物に該当するものに限る。）	
(11) 飲食店	食堂，レストラン，喫茶店等飲食業を営む店舗及びその他これらに類する店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
(12) 物品販売業等店舗	ア 百貨店，マーケット等物品販売業を営む店舗	用途面積が100平方メートル以上のもの
	イ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所	
(13) サービス業店舗	ア 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所	用途面積が100平方メートル以上のもの
	イ 美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所	
	ウ 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業を営む店舗	
	エ クリーニング取次店又は貸衣装屋	
	オ 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設	
	カ その他これらに類する店舗	
(14) 公衆浴場	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が100平方メートル以上のもの

(15) 運動施設	体育館, 水泳場, ボウリング場, スケート場, スポーツ練習場その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
(16) 興行施設	劇場, 映画館, 観覧場, 演芸場その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
(17) 遊興施設	麻雀屋, 遊技場, カラオケボックスその他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
(18) 展示施設	展示場, 資料館その他これらに類する施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
(19) 観光施設	展望所, 休憩所又は案内所施設(社寺及び史跡を除く。)	用途面積が100平方メートル以上のもの
(20) 宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
(21) 自動車車庫	一般の用に供する駐車施設	用途面積が100平方メートル以上のもの
(22) 事務所	事務所(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。)	用途面積が3,000平方メートル以上のもの
(23) 工場等	工場, 研究所, 卸売市場その他これらに類する施設	用途面積が3,000平方メートル以上のもの
(24) 共同住宅	ア 共同住宅	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
	イ 寄宿舎	
	ウ その他これらに類する施設	
(25) 公共交通機関の施設	ア 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する停車場(建築物に該当するものに限る。)	すべてのもの
	イ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル(建築物に該当するものに限る。)	
	ウ その他これらに類する施設(建築物に該当するものに限る。)	

	(26) 複数構成施設の共用部分	(1)から(25)の項までのうち2以上の項に掲げる施設(以下この表において「構成施設」という。)で構成される施設(共用部分に直接地上へ通ずる出入口を有するものに限る。)の当該共用部分	構成施設の用途面積に共用部分の面積を加えた面積が3,000平方メートル以上のものの当該共用部分
2	建築物以外の公共交通機関の施設	ア 鉄道事業法第8条第1項に規定する停車場(建築物に該当するものを除く。 イ 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル(建築物に該当するものを除く。 ウ その他これらに類する施設(建築物に該当するものを除く。)	すべてのもの
3	(1) 道路法による道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供する道路を除く。)	すべてのもの
		(2) 開発等により整備される道路	ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は附則第4項の規定による許可を受けている開発行為に基づく道路 イ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路 ウ 岡山県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく道路
	(1) 都市公園等	ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 イ 児童福祉法第40条に規定する児童遊園	すべてのもの
4	(2) 自然公園等	ア 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項第1号に規定する自然公園 イ キャンプ場	すべてのもの

		ウ 寺社又は史跡で一般の観覧の用に供する施設	
(3) 開発等により整備される公園	ア	都市計画法第29条又は附則第4項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園	用途面積が2,500平方メートル以上のもの
	イ	土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けて施行する土地区画整理事業に基づく道路	
	ウ	岡山県土保全条例第5条第1項の規定による許可を受けてする開発行為に基づく公園	
(4) その他の公園	ア	動物園, 植物園	用途面積が2,500平方メートル以上のもの
	イ	その他これらに類する公園, 広場又は緑地	
5 路外駐車場		駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2項の規定する路外駐車場(都市計画法第4条第2項の都市計画区域内に設置されるもので, 駐車料金を徴収するもの(機械式のものを除く。)に限る。)	用途面積が500平方メートル以上のもの

備考 1の部(1)の項から(24)の項まで並びに4の部(3)の項及び(4)の項について、1の項において2以上の施設種目に該当する施設の用途面積は、当該施設種目に係る用途面積を合計した面積とする。

別表第2 (第4条関係)

項目	整備基準	適用施設
1 建築物	<p>(1) 出入口</p> <p>多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内径を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸</p>	建築物

	<p>は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>	
<p>(2) 敷地内の通路</p>	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。</p> <p>4 直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下この表においてこれらを「道等」という。)又は車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。)に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路に</p>	<p>建築物</p>

	<p>ついては、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。）を設けること。</p> <p>5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内のりを120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合、8分の1）以下とすること。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える場合においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 手すりを設けること。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	
--	--	--

<p>(3) 廊下等及び各室の出入口</p>	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の5に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の廊下等(廊下その他これに類するものをいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、内のを120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>エ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p>	<p>建築物</p>
------------------------	---	------------

	<p>4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項5に定める構造とすること。</p> <p>5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p>	
(4) 階段	<p>多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする事、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする事等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくいものとする事。</p>	建築物
(5) 便所	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける階（(6)の項に定める構造の便所がある階を除く。2において同じ。）においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便所がある便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する男子用小便器のあ</p>	建築物（共同住宅を除く。）

	<p>る便所を設ける階においては、手すりが配置されている床置式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>	
<p>(6) 車いす使用者用便房</p>	<p>多数の者が利用する便所を設ける場合には、次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内径を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 車いす使用者が円滑に利用できるような高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。</p> <p>カ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。</p> <p>キ 車いす使用者が円滑に利用できるような位置及び角度に配慮した鏡が設けら</p>	<p>建築物（共同住宅を除く。）</p>

	<p>れていること。</p> <p>ク 車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。</p>	
(7) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる（1）の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>	<p>建築物（事務所、工場等及び共同住宅を除く。）</p>
(8) 視覚障害者を誘導する装置	<p>1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者に</p>	<p>1 にあっては建築物（事務所、工場等及び共同住宅を除く。）、2から4にあっては建築物（教育施設等、事務所、工場等及び共同住宅を除く。）</p>

	<p>より視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 傾斜路の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。</p> <p>ウ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>エ 段の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>2 直接地上へ通ずる出入口から施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1のイに定める構造に準じたものとする。</p> <p>4 2に掲げる階段以外の階段は、1のエに定める構造に準じたものとする。</p>	
(9) エレベーター	<p>1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、かごが当該階（専ら駐車施設の用に供される階にあっては、当該駐車施設に車いす使用者用駐車施設が設けられている</p>	<p>建築物（教育施設等を除く。）。ただし、官公舎施設等（ア～ウ）、医療施設等（ア～ウ）、保健福祉施設等（ア～ケ）、文化教養施設等、火</p>

	<p>階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高年齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行は、内のを135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。</p> <p>エ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>オ かご内には、手すりを設けること。</p> <p>カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>コ かご内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるよう</p>	<p>葬場、公衆便所以外の建築物にあつては、用途面積が2,000平方メートル以上のものとする。</p>
--	---	---

	<p>に点字による表示を併用した制御装置（ケに掲げる制御装置を除く。）を設けること。</p> <p>サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内のを150センチメートル以上とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>	
(10) 受付カウンター及び記載台	<p>受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるように高さ及びけこみに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。</p>	建築物
(11) 公衆電話所	<p>1 公衆電話所を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ、けこみ等に配慮した公衆電話所を1以上設けること。</p> <p>2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p>	建築物
(12) 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入</p>	建築物

	口及び操作ボタンが設けられていること。	
(13) 改札口及びレジ通路	<p>改札口（公共交通機関の施設その他の施設）の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。）及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内径を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>	建築物
(14) 館内案内板	<p>館内案内板を設ける場合においては、次に定める基準に適合する館内案内板を1以上設けること。</p> <p>ア 文字や記号は、大きく、太く、かつ、地板の色と明度の差の大きい色とすること等により、分かりやすいものとする。</p> <p>イ 点字による表示を併用すること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。</p>	建築物
(15) 観客席	<p>1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車いす使用者用区画」という。）</p>	建築物

	<p>を1以上（客席数が100席を超え400席以下の場合にあつては2以上、400を超える場合にあつては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数（当該数が10を超える場合は、10とする。）以上）設けること。</p> <p>ア 客席区画の幅及び奥行は、それぞれ内をりを85センチメートル以上及び120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。</p> <p>2 出入口から車いす使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内をりを120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p>	
(16) 洗面所	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるような高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。</p> <p>ウ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。</p>	建築物

	<p>エ 車いす使用者が円滑に利用できるような位置及び角度に配慮した鏡が設けられていること。</p>	
(17) 浴室	<p>多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>ア 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内をりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>エ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。</p> <p>オ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適切な位置に1以上設けること。</p>	建築物
(18) 更衣室等	<p>多数の者が利用する更衣室等（更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を1以上設けること。ただ</p>	建築物

	<p>し、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>ア 出入口の幅は、内のり80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 手すりを適切な位置に配置すること。</p> <p>カ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>	
(19) 授乳場所	<p>授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及びいすその他これらに類するものを設けること。</p>	<p>建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、物品販売業等店舗及び公共交通機関の施設で用途面積5,000平方メートル以上のもの）</p>
(20) おむつ交換台	<p>おむつを交換できる台その他これに類するものを1以上設けること。</p>	<p>建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、集会施設、物品販売業等店舗、興行施設及び公共交通機関の施設で用途面積2,000平方メートル以上のもの）</p>
(21) 乳幼児いす	<p>乳幼児いすその他これに類するものを備えた便房を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を設けること。</p>	<p>建築物（官公庁舎施設等（ア～ウ）、文化教養施設等、集会施設、物品販売業等店舗、興行施設及び公共交通機関の施設で用途面積2,000平方メートル以上のもの）</p>

	(22) 客室	<p>次に定める構造の客室を客室数に50分の1を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切捨てて得た数)以上設けること。ただし、当該数が8を超える場合は、8とする。</p> <p>ア 出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 室内には、(6)の項アからエまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>ウ 室内には、(16)の項に定める構造の洗面所及び(17)の項に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>エ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。</p>	<p>宿泊施設で100室以上の客室を有するもの</p>
2	(1) 改札口	<p>改札口を設ける場合においては、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>	<p>建築物以外の公共交通機関の施設</p>
	(2) 乗降機関の施設	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>3 両端に近接する部分には、注意喚起用床</p>	<p>建築物以外の公共交通機関の施設</p>

設	<p>材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。</p> <p>4 乗降場付近には、必要に応じて、いすを設ける場所を確保すること。</p> <p>5 乗降場と公共車両等との間隔及び段差は、できる限り小さくすること。</p>	
(3) 通路	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 (1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る1以上の通路は、次に定める構造とすること。この場合において、(5)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、4に定める構造の傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の改札口、(5)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分の床面は、水平とすること。</p> <p>エ 誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設</p>	建築物以外の公共交通機関の施設

	<p>けること。</p> <p>4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内のを120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合、8分の1）以下とすること。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える場合においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 手すりを設けること。</p> <p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p>	
(4) 階段	<p>(1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る通路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の</p>	<p>建築物以外の公共交通機関の施設</p>

	<p>大きいものとする事、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする事等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくいものとする事。</p> <p>オ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設する事。</p>	
<p>(5) エレベーター</p>	<p>道路から乗降場に至る通路に段差が生ずる部分がある場合で車いす利用者用特殊構造昇降機又は傾斜路により当該段差を解消できないものにあつては、当該部分に次に定める構造のエレベーターを設ける事。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とする事。</p> <p>イ かごの奥行は、内のを135センチメートル以上とする事。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする事。</p> <p>エ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設ける事。</p> <p>オ かご内には、手すりを設ける事。</p> <p>カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設ける事。</p> <p>キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける事。</p> <p>ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを80センチメートル以上とする事。</p>	<p>建築物以外の公共交通機関の施設のうち駐車場の施設のうち</p>

		<p>ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>コ かご内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字による表示を併用した制御装置（ケに掲げる制御装置を除く。）を設けること。</p> <p>サ 乗降ロビーの幅及び奥行は、それぞれ内のりを150センチメートル以上とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>	
	<p>(6) 便所</p>	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりが配置されている床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>	<p>建築物以外の公共交通機関の施設</p>
<p>3 道 路</p>	<p>(1) 歩道</p>	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 幅員は、200センチメートル以上（自転車歩行者道の場合にあつては、300セ</p>	<p>道路</p>

	<p>ンチメートル以上) とし、かつ、100センチメートル以上の平たん部分を連続して設けること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>4 横断こう配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の切下げ部分において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、視覚障害者が認識できるものとするとともに、車いす使用者の歩行に支障のないものとする。</p> <p>イ すりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ すりつけ部と段差との間におおむね150センチメートルの水平区間を設けること。</p> <p>6 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色とすること。</p> <p>7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じていすを設ける場所を確保する</p>	
--	---	--

		<p>こと。</p> <p>8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する場所を確保すること。</p>	
	(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>1 階段、傾斜路及びその踊場には、手すり</p> <p>を設けること。</p> <p>2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる</p> <p>こと。</p> <p>4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする</p> <p>こと、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする</p> <p>こと等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくいものとする</p> <p>こと。</p> <p>5 階段の上端及び下端に近接する歩道及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設</p> <p>すること。</p>	道路
4 公 園	(1) 出入口及び改札口	<p>1 次に定める構造の出入口を1以上設ける</p> <p>こと。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる</p> <p>こと。</p> <p>イ 幅は、内のを120センチメートル以上とする</p> <p>こと。</p> <p>ウ 縦断こう配は、8パーセント以下とする</p> <p>こと。</p> <p>エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない</p> <p>こと。</p>	公園

	<p>オ 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵の間隔は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>2 出入口に改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>	
<p>(2) 園路</p>	<p>1 (1)の項に定める構造の出入口又は改札口から便所又はあずまや若しくは休憩所に通ずる園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。ただし、自然地形又は文化財の保護等の理由により当該構造とすることが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 縦断こう配は、8パーセント以下とし、かつ、横断こう配は、おおむね水平とすること。</p> <p>エ 4パーセント以上の縦断こう配の区間の長さが50メートルを超える場合は、50メートル以内ごとに踏幅150</p>	<p>公園（自然公園等を除く。）</p>

		<p>センチメートル以上の水平な部分設けること。</p> <p>オ 縁石を切り下げの場合は、切下げ部分の幅及びすりつけこう配は、それぞれ120センチメートル以上及び8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>カ 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落込みにくい構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内のりを120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 高低差が300センチメートルを超える場合は、高低差300センチメートル以内ごとに踏幅140センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>カ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。</p> <p>(ア) 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 傾斜路の縦断こう配は、8パー</p>	
--	--	---	--

	<p>セント以下とすること。</p> <p>(ウ) 高低差が75センチメートルを超える場合は、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 手すりを設けること。</p> <p>(オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(カ) 傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
(3) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる</p> <p>(1)の項に定める構造の出入口又は改札口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(2)の項に定める構造のものとし、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>	公園
(4) 案内	1 案内板を設ける場合においては、当該案	公園

	表示等	<p>内板は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等のものとする。</p> <p>2 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、必要に応じて、音声により知らせる装置、誘導用床材等を敷設すること。</p>	
5 路 外 駐 車 場	(1) 出入口	<p>次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 幅は、内のを80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	路外駐車場
	(2) 敷地内の通路	<p>(1)の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内のを120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 高低差が300センチメートルを超える場合は、高低差300センチメートル以内ごとに踏幅140センチメートル以上の踊場を設けること。</p>	路外駐車場

		<p>(オ) 段の上端及び下端に近接する通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ウ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。</p> <p>エ 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 高低差がある場合においては、カに定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>カ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内のりを120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(イ) こう配は、12分の1（高低差が16センチメートル以下の場合、8分の1）以下とすること。</p> <p>(ウ) 高低差が75センチメートルを超える場合においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 手すりを設けること。</p> <p>(オ) 表面は、粗面とし、又は滑りに</p>	
--	--	---	--

	<p>くい材料で仕上げること。</p> <p>(カ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	
(3) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設には、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上（全駐車台数が50を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数50までごとに1を加えた数以上）設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる（1）の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、（2）の項に定める構造のものとし、（1）の項の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>	<p>路外駐車場で全駐車台数が20以上のもの</p>

備考

- 1 この表の1の部の右欄に掲げる「建築物」とは、別表第1の1の部の左欄に掲げるすべての建築物をいう。
- 2 この表の3の部の右欄に掲げる「道路」とは、別表第1の3の部の左欄に掲げるすべての道路をいう。
- 3 この表の4の部の右欄に掲げる「公園」とは、別表第1の4の部の左欄に掲げるすべての公園をいう。
- 4 前3項に定めるもののほか、この表の右欄に掲げる用語の意義は、別表第1の左欄

に定めるところによる。

別表第2の2（第4条の2関係）

種別	整備項目	
	建築物	建築物以外の公共交通機関の施設
車いす進入可	出入口 敷地内の通路 廊下及び各室の出入口	改札口 乗降場 通路
車いす対応トイレ	車いす使用者用便房	
エレベーター	エレベーター	エレベーター
おむつ交換台	おむつ交換台	

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる整備項目について整備基準の適用のあるものに限る。

別表第3（第5条関係）

特定都市施設	区分	項目
1 建築物	別表第1の1の部(1)の項ア～ウ、(2)の項ア～ウ、(3)の項ア～ケ、(4)～(6)の項に掲げるもの	別表第2の1の部(1)から(21)までの項に掲げる項目
	別表第1の1の部(1)の項エ及びオ、(2)の項エ～カ、(3)の項コ～テ、(7)及び(8)の項に掲げるもの	用途面積100平方メートル以上300平方メートル未満のもの
		用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
		用途面積1,000平方メートル以上のもの
	別表第1の1の部(9)	用途面積100平方メートル

	～(21)の項に掲げるもの	以上300平方メートル未満のもの	(2)の項に掲げる項目
		用途面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	別表第2の1の部(1)から(5)まで、(10)から(18)まで及び(22)の項に掲げる項目
		用途面積1,000平方メートル以上のもの	別表第2の1の部(1)から(8)まで、(10)から(18)まで及び(22)の項に掲げる項目
	別表第1の1の部(25)の項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)から(5)まで及び(10)から(21)までの項に掲げる項目
		1日当たりの平均乗降客数が2,000人以上5,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)から(8)まで及び(10)から(21)までの項に掲げる項目
		1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)から(21)までの項に掲げる項目
2 建築物以外の公共交通機関の施設	別表第1の2の部に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数が5,000人未満のもの	別表第2の2の部(1)から(4)まで及び(6)の項に掲げる項目
		1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上のもの	別表第2の2の部(1)から(6)までの項に掲げる項目
3 道路	別表第1の3の部に掲げるもの		別表第2の3の部(1)及び(2)の項に掲げる項目
4 公園	別表第1の4の部(1)の項に掲げるもの		別表第2の4の部(1)から(4)までの項に掲げる項目
	別表第1の4の部(2)		別表第2の4の部(1), (3)

	の項に掲げるもの		及び(4)の項に掲げる項目
	別表第1の4の部(3)及び(4)の項に掲げるもの		別表第2の4の部(1)から(4)までの項に掲げる項目
5 路外駐車場	別表第1の5の部に掲げるもの		別表第2の5の部(1)及び(2)の項に掲げる項目

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる項目について整備基準の適用のあるものに限る。

別表第4 (第5条・第8条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、建築物の用途及び位置、当該建築物と他の建築物との別並びに別表第2の1の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低並びに別表第2の1の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
2 建築物以外の公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置並びに施設の用途及び位置、別表第2の2の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
	平面図	縮尺、方位、間取、施設の各部分の用途、床の高低並びに別表第2の2の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、土地の高低、位置及び幅員並びに別表第2の3の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
4 公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

	配置図	縮尺，方位，敷地の境界線，土地の高低，敷地に接する道の位置，公園の位置並びに別表第2の4の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法
5 路外駐車場	付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺，方位，敷地の境界線，土地の高低，敷地に接する道の位置，路外駐車場の位置並びに別表第2の5の部の左欄に掲げる項目に係る設備の位置及び幅又は寸法

備考 既存の特定都市施設を増築し，若しくは改築する場合又は施設を用途変更により特定都市施設とする場合には，当該増築若しくは増設若しくは改築の部分又は当該用途変更の部分に至る経路部分の平面図を添付するものとする。

別表第5（第8条関係）

特定都市施設	区分	項目
別表第1の1の部(1)の項ア～ウ，(2)の項ア～ウ，(3)の項ア～ケ，(4)～(6)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)から(21)までの項に掲げる項目
別表第1の1の部(1)の項エ及びオ，(2)の項エ～カ，(3)の項コ～テ，(7)及び(8)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)から(18)まで，(20)及び(21)の項に掲げる項目
別表第1の1の部(9)～(22)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)から(22)までの項に掲げる項目
別表第1の1の部(22)及び(23)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)から(6)まで及び(9)から(18)までの項に掲げる項目（工場については，(6)及び(9)の項に掲げる項目を除く。）
別表第1の1の部(24)の項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)から(6)まで及び(9)から(18)までの項に掲げる項目（共同住宅については，(5)及び(6)の項に掲げる項目を

		除く。)
別表第1の1の部(25)の 項に掲げるもの	1日当たりの平均乗降客数 が2,000人未満のもの	別表第2の1の部(1)から(5)ま で、(8)及び(10)から(21)まで の項に掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数 が2,000人以上5,00 0人未満のもの	別表第2の1の部(1)から(8)ま で及び(10)から(21)までの項 に掲げる項目
	1日当たりの平均乗降客数 が5,000人以上のもの	別表第2の1の部(1)から(21) までの項に掲げる項目
別表第1の1の部(26)の 項に掲げるもの		別表第2の1の部(1)から(6)ま で及び(9)から(18)までの項に 掲げる項目

備考 この表の左欄に掲げるものは、それぞれこの表の右欄に掲げる項目について整備基
準の適用のあるものに限る。

様式第1号(第4条の2関係)

適合証交付請求書

年 月 日

津山市長 殿

住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

電話番号

次の都市施設について適合証の交付を受けたいので、人にやさしいまちづくり条例第21条第1項の規定により請求します。

なお、交付を受けた適合証は適正に使用します。

1 交付申請施設

(1) 施設の所在地		
(2) 施設の名称		
(3) 施設の用途		区分()

2 適合証の種別及び請求枚数等

適合証の種別	請求枚数	表示する場所		
(1) 車いす進入可	枚			
(2) 車いす対応トイレ	枚			
(3) エレベーター	枚			
(4) おむつ交換台	枚			

3 適合状況の公表の可否

高齢者、障害者等が利用できる施設として、データベースに入力し、あるいは広報等に掲載し施設名を公表することについて

同意する ・ 同意しない

様式第1号の2(第5条・第8条関係)

特定都市施設新築等届出(協議)書

年 月 日

津山市長 殿

住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

人にやさしいまちづくり条例(平成12年津山市条例第54号)第23条第1項(第24条第1項)の規定により、特定都市施設の新築等の届出(協議)を行います。

1 特定都市施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種類 建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・公園・路外駐車場
- (4) 用途 (複数ある場合は、すべて記載してください。)
- (5) 工事種別
 - ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替
 - イ 建築物以外 新築・その他()
- (6) 規模等
 - ア 建築物
 - 1) 都市施設の用途に供する部分の床面積

(用途の名称)	(床面積)
()	(m ²)
()	(m ²)
()	(m ²)
()	(m ²)
	(計 m ²)
 - 2) 都市施設の用途に供する部分以外の床面積(m²)
 - 3) 合計(延べ床面積) (m²)
 - 4) 共同住宅の戸数, 寄宿舎の居室数 ()
 - イ 建築物以外の公共交通機関の施設(1日当たりの平均乗降客数 人)
 - ウ 公園 (敷地面積 m²)
 - エ 路外駐車場 (駐車の用に供する部分の面積 m²)
- (7) 工事着手予定年月日 年 月 日
- (8) 工事完了予定年月日 年 月 日

2 連絡先(代理者のある場合は、記載してください。)

- (1) 氏名
- (2) 事務所の名称
- (3) 所在地 (〒)
- (4) 電話番号

備考 1 必要な事項を記載し、又は該当事項を○で囲んでください。
2 届出者(申出者)の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第2号(第6条・第9条関係)

特定都市施設新築等変更届出(協議)書

年 月 日

津山市長 殿

住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

人にやさしいまちづくり条例(平成12年津山市条例第54号)第23条第2項(第24条第2項)の規定により、先に届け出た(協議を申出た)特定都市施設の新築等について、次のとおり変更したいので届出(協議)を行います。

1 特定都市施設新築等届出(協議)書

ア 受付番号 第 号

イ 受付年月日 年 月 日

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 種類 建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・公園・路外駐車場

(4) 主要用途

(5) 工事種別

ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替

イ 建築物以外 新築・その他()

2 変更の内容

3 連絡先(代理者のある場合は、記載してください。)

(1) 氏名

(2) 事務所の名称

(3) 所在地 (〒)

(4) 電話番号

備考 1 必要な事項を記載し、又は該当事項を○で囲んでください。

2 届出者(申出者)の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第3号(第10条関係)

特定都市施設新築等工事完了届出書

年 月 日

津山市長 殿

住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号

特定都市施設の新築等の届出(協議)に係る工事が完了したので、人にやさしいまちづくり条例(平成12年津山市条例第54号)第27条第1項の規定により届け出ます。

1 特定都市施設新築等届出(協議)書

(1) 特定都市施設新築等届出(協議)書

ア 受付番号 第 号

イ 受付年月日 年 月 日

(2) 特定都市施設新築等変更届出(協議)書

ア 受付番号 第 号

イ 受付年月日 年 月 日

(3) 名 称

所在地

(4) 工事種別

ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替

イ 建築物以外 新築・その他()

2 連絡先(代理者のある場合は、記載してください。)

(1) 氏名

(2) 事務所の名称

(3) 所在地 (〒)

(4) 電話番号

備考 1 必要な事項を記載し、又は該当事項を○で囲んでください。

2 届出者(申出者)の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

様式第4号(第11条関係)

(表 面)

特定都市施設適合状況報告書

年 月 日

津山市長 殿

住所(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号

人にやさしいまちづくり条例(平成12年津山市条例第54号)第28条第1項の規定により、特定都市施設の整備基準への適合状況について報告します。

1 特定都市施設の概要

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 類 建築物・建築物以外の公共交通機関の施設・公園・路外駐車場
- (4) 主要用途
- (5) 工事種別
 - ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替
 - イ 建築物以外 新築・その他()

(6) 建築物の規模等

- 1) 都市施設の用途に供する部分の床面積

(用 途 の 名 称)	(床 面 積)
()	(m ²)
()	(m ²)
()	(m ²)
()	(m ²)
(計)	(m ²)
- 2) 都市施設の用途に供する部分以外の床面積 (m²)
- 3) 合計(延べ床面積) (m²)
- 4) 共同住宅の戸数、寄宿舎の居室数 ()

2 連絡先(代理者のある場合は、記載してください。)

- (1) 氏名
- (2) 事務所の名称
- (3) 所在地 (〒)
- (4) 電話番号

備考 1 必要な事項を記載し、又は該当事項を○で囲んでください。
 2 報告者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 3 施設整備の計画がある場合は、裏面も記載してください。

(裏面)

整備計画項目	内 容 ・ 時 期 等
1 地上へ通ずる 出入口(改札口)	
2 敷地内の通路 (公園園路)	
3 廊下等	
4 階段	
5 便所	
6 駐車施設	
7 エレベーター	
8 その他	

備考 整備計画がある場合は、該当欄にその内容を記載してください。

様式第5号(第13条関係)

(表 面)

身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
上記の者は、人にやさしいまちづくり条例(平成12年津山市条例第54号)第31条第1項の規定による調査のための立入りをを行う職員であることを証明する。			
発行年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
津山市長			印

(裏 面)

人にやさしいまちづくり条例(抜粋)	
(立入り調査)	
第31条 市長は、第26条及び第28条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に特定都市施設に立入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。	
2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式第1号（第4条の2関係）

様式第1号の2（第5条・第8条関係）

様式第2号（第6条・第9条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第13条関係）